

平成 24 年 7 月 18 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役 執行役員社長
林 朝 則
(コ-ド番号 6839 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 IR・広報室 藤井 透
(T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

タックスハイブン対策税制適用に基づく更正処分に対する審査請求の結果について

当社は、平成 24 年 7 月 17 日付けで、大阪国税不服審判所より、タックスハイブン対策税制適用に基づく更正処分に対する審査請求の裁決書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、平成 23 年 6 月 29 日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスハイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断による更正処分を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成 23 年 8 月 25 日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行ないましたが、今般、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。

当社といたしましては、今回の裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありませんので、今後は、裁判において当社の正当性を主張していく所存であります（現在、大阪高等裁判所では、前回（平成 20 年 6 月 16 日付）及び前々回（平成 17 年 6 月 28 日付）のタックスハイブン対策税制適用に基づく更正処分の取消請求訴訟の控訴審が審理されております）。

なお、本件が当社の平成 25 年 3 月期の業績に与える影響はありません。

以 上